

# 子ども達に迷惑をかけない 喜ばれる財産の遺し方 **3つ** のポイント

- ・娘や息子に迷惑をかけたくない
- ・お金の事はすべて主人にお任せだった
- ・アパート経営も今までしたことがない
- ・施設入所時には家売って入居金に充てたい
- ・子ども達が相続税を払えるか心配
- ・子ども達が「争続」にならないか心配

配偶者を亡くされた奥様から、ご自身の今後は心配する声を多く聞きます。今回は第3の家族®として活動するプライベートコンサルタントがそんな不安を解消するための対策をご紹介します。



会場：阿部尚武税理士事務所（会議室）

## ご主人がお亡くなりになったあとに必要な「3つの現金」

- ① 「老後資金」** 体調不良で入院、自分の入院費や生活費の事で娘や息子に迷惑をかけたくない  
余剰資産で親子孫3世代家族年金制度の創設
- ② 「納税資金」** 相続税をシミュレーション、併せて生前贈与を考える
- ③ 「遺留分清算金」** 家族対策はお済みですか？  
自分亡きあと、子供たちが揉めないために

出口は3つ～戦略的対策で清々しい相続を～

信託財産

生命保険

相続財産



※なお、上記内容につきましては予告なく変更させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。